

様式第3号（第8条関係）

特別支援保育の実施に関する同意書

特別支援保育の実施に当たり、下記の事項について内容を十分に理解し、全て同意します。
なお、本同意書の有効期間は入園から卒園まで（または退園まで）とします。

1（情報提供・共有）

特別支援保育の実施に必要な範囲において、児童の個人情報（心身の状況、診断内容等）を、受入施設、医療機関、本市の関係部署及び専門機関（児童発達支援センター等）に提供・確認する場合がありますことに同意します。

また、集団保育を安全に実施する上で不可欠な情報（アレルギー、発作時の対応、重大な特性等）に限り、他の児童の保護者に共有する場合がありますことに同意します。

2（状況確認）

児童の心身の状況、適切な対応方法の検討及び特別児童扶養手当の受給状況等について、市や利用中の医療機関・療育施設等に対し、園または市が必要な聞き取りや確認を行うことに同意します。

3（慣らし保育・保育時間の調整）

集団保育環境への適応状況を鑑み、一定期間の「慣らし保育」による短縮保育の実施に同意します。期間については児童の状況により延長または短縮される場合がありますことを了承します。

4（医療的ケアの実施）

たんの吸引、経管栄養その他の医療的ケアが必要な場合は、旭川市の規定に基づき、別途「主治医の指示書」及び「医療的ケア実施に関する個別の承諾書」を提出します。本同意書とは別に、医師の指示及び個別の承諾がない限り、受入施設において医療的ケアを受けることはできないことを了承します。

5（備品・消耗品の準備）

保育にあたり、医療機器、用具、医薬品、消耗品等が必要な場合は、保護者の責任と負担において準備・整備（廃棄含む）を行います。これらが整わない場合は、安全確保のためお預かりできない場合がありますことを了承します。

6（感染症リスクと登園判断）

集団保育における感染症罹患リスクを理解し、施設内での発生状況や児童の体調により、施設長が「保育の継続が困難」と判断した場合は、その指示に従います。

7（緊急連絡とお迎え）

緊急時に備え、常に施設と連絡が取れる体制を確保します。体調急変やパニック、その他保育の継続が困難と判断された場合は、連絡により速やかにお迎えを実施してください。

8（緊急時の医療対応）

緊急の処置が必要と施設長が判断した場合は、原則として保護者に連絡した上で受診しますが、連絡が取れない場合や一刻を争う場合は、受診・搬送を優先することに同意します。

その際の診察費や移送費等の実費は保護者が負担します。

9（同意内容の変更・更新）

卒園までの期間において、児童の心身の状態、診断内容、家庭環境等に著しい変化が生じた場合、または本同意内容の変更を希望する場合は、速やかに施設へ届け出ます。

また、状況の変化に応じ、改めて協議または再同意を行う場合があることを了承します。

（宛先）旭川市長

年 月 日

児童氏名

保護者氏名